

## ◎ 塩化水素の排出基準

令別表第1	施設名	基準値 (mg/m <sup>3</sup> N)
16	塩素化エチレン製造用の塩素急速冷却施設	80
17	塩化第二鉄製造用の溶解槽	
18	活性炭製造用の反応炉	
13	廃棄物焼却炉	700 *1

\*1 廃棄物焼却炉に係る塩化水素の量(C)は、次の式により算出された塩化水素の量とします。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

ただし、C: 塩化水素の量 (mg)

O<sub>s</sub>: 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

C<sub>s</sub>: JIS K 0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1m<sup>3</sup>中の量に換算したものです。(mg)

規定条文 : 大気汚染防止法施行規則第5条及び同別表第3